

大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修について

(従来の状況)

○車いすを利用する盲ろう者の介助に関し、令和元年度から養成研修「移動介助実習」に「車いす講習」を導入。

(今後の方向性)

○歩行に困難を伴うなど、介助に関し、特段の配慮が必要な者については、以下のとおり対応する。

- ・盲ろう者通訳・介助者の登録調書に介護福祉士及び介護職員初任者研修（ホームヘルパー養成研修を含む）その他介護経験の有無について記載する欄を設け、把握する。
- ・現在の登録通訳・介助者に対しては、派遣コーディネートなどの機会あるごとに介護福祉士及び介護職員初任者研修（ホームヘルパー養成研修を含む）その他介護経験の有無について状況を随時、把握する。
- ・登録盲ろう者の歩行困難の程度について、派遣依頼を受けた際等に随時、把握する。
- ・派遣依頼の状況（歩行困難の程度を含む。）に応じてこれら有資格者等を優先的にコーディネートする。

○盲ろう者通訳・介助者養成研修について、連携機関等とより具体的な内容の調整を図る。